



# 宮 崎 県 公 報

平成28年 2 月22日 (月曜日) 第 2770 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正…………… (財政課) 1
- 登録特定行為事業者の登録…………… (長寿介護課) 1
- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2
- 保安林の指定予定の通知 (5 件) …………… ( “ ) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… ( “ ) 3

頁

### 公 告

- 公有水面埋立ての出願の要領…………… (漁村振興課) 3
  - 道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 4
  - 道路の供用の開始 (5 件) …………… ( “ ) 5
  - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (経・働・財課) 6
  - 争議行為の通知…………… (労働政策課) 6
- 公安委員会規則**
- 警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則及び警備業法令事務取扱規則の一部を改正する規則…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 110号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示 (平成16年宮崎県告示第21号) の一部を次のように改正し、平成28年 3 月 1 日から適用する。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]			[略]		
宮崎県信用漁業協同組合連合会	[略]		宮崎県信用漁業協同組合連合会	[略]	
宮崎漁業協同組合	同	同			
日南市漁業協同組合	[略]		日南市漁業協同組合	[略]	
串間市漁業協同組合	同	同			
[略]			[略]		

### 宮崎県告示第 111号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 附則第20条第 1 項の規定により、次のとおり特定行為業務を行おうとする者の登録をした。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登 録 番 号	事 業 所		登 録 特 定 行 為 事 業 者		登 録 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	
451000166	特別養護老人ホーム伊勢の郷	日向市大字日知屋字深溝 622番地 116	社会福祉法人博陽会	日向市大字日知屋字深溝 622番地 116	平成28年 1月28日
451000167	特別養護老人ホーム伊勢の郷（短期入所）	日向市大字日知屋字深溝 622番地 116	社会福祉法人博陽会	日向市大字日知屋字深溝 622番地 116	平成28年 1月28日
451000168	特別養護老人ホームわか荘	宮崎市田野町字桜ヶ丘乙1742番地30	社会福祉法人善仁会	宮崎市田野町字桜ヶ丘乙1742番地30	平成28年 2月 5日

**宮崎県告示第 112号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年 2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字椎谷己89-14
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 113号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字中川4752- 2（次の図に示す部分に限る。）、4752- 7から4752- 9まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 114号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上野字祝原平4379- 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 115号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 2月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字オヤブ山 10669-17、10669-35
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字オヤブ山 10669-17・10669-35（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 116号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字日陰平6912 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 117号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市下三輪町1813- 8、1813- 9、1813- 19から1813- 21まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 118号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同

法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成28年 2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(国有林及び重要流域(平成12年 2月24日農林水産省告示第 283号で指定された重要流域をいう。))に係るものに限る。)で定めるところによる。

昭和43年 8月24日農林省告示第1329号、昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和46年10月20日農林省告示第1771号、昭和47年 7月25日農林省告示第1298号、昭和53年 5月 4日農林省告示第522号、昭和56年11月24日農林水産省告示第1811号、昭和58年 6月 9日農林水産省告示第 860号、昭和59年 5月 7日農林水産省告示第 962号、昭和59年 6月20日農林水産省告示第1393号、昭和60年 2月19日農林水産省告示第 280号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 119号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第 2条第 2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、平成28年 2月22日から 3週間、宮崎県農政水産部漁村振興課及び中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成28年 2月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 出願の日  
平成28年 1月27日
- 2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所  
宮崎県  
宮崎県宮崎市橘通東 2丁目10番 1号  
宮崎県知事 河野俊嗣  
宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
宮崎県児湯郡都農町大字川北字福原尾浜田3741番43の地先公有水面
  - (2) 区域  
ア 第 1工区  
別表 1の各地点のうち、①の地点から⑥の地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位(D.L.+2.15m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
イ 第 2工区  
別表 1の各地点のうち、⑦の地点から⑩の地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と⑦の地点とを結ぶ平成26年の秋分の満潮位(D.L.+2.15m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
  - (3) 面積

工 区	面 積
第 1 工区	95.86㎡
第 2 工区	37.98㎡
合 計	133.84㎡

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字椎原 698番1地 先から同郡 同村同大字 字十根川 9 81番11地先 まで	旧	5.0～ 87.0	1016.5
				新	9.4～ 100.6	1080.5

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県児湯郡都農町大字川北福原尾浜田3741番43の地先公有  
水面

(2) 区域

別表 2 の各地点を順次に結んだ線及び D の地点と A の地点を  
直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積

2,958.78㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

別表 1

地点	地 点 の 位 置		
①の地点	国土地理院下浜四等三角点（北緯32度15分02秒87 80、東経 131度34分21秒5772（以下「基点」という 。））から		
		54度20分20秒	74.19mの地点
②の地点	①の地点から	59度59分32秒	36.96mの地点
③の地点	②の地点から	152度52分51秒	18.59mの地点
④の地点	③の地点から	63度00分26秒	1.15mの地点
⑤の地点	④の地点から	332度52分44秒	20.28mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	239度56分36秒	47.15mの地点
⑦の地点	①の地点から	73度33分16秒	76.51mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	150度05分28秒	1.13mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	59度56分29秒	34.50mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	318度48分07秒	1.10mの地点

宮崎県告示第 121号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道  
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月22日から平成28年 3 月 7 日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
3	県道	日南志 布志線	串間市大字 大平字揚原 5641番 4 地 先から同市 同大字字松 山原5771番 8 地先まで	旧	11.1～ 14.3	53.0
				新	11.6～ 17.8	53.0

別表 2

地点	地 点 の 位 置		
A の地点	基点から	44度23分00秒	70.23mの地点
B の地点	A の地点から	59度56分28秒	61.68mの地点
C の地点	B の地点から	149度56分28秒	47.97mの地点
D の地点	C の地点から	239度56分28秒	61.68mの地点

宮崎県告示第 122号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道  
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月22日から平成28年 3 月 7 日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
13	県道	高岡郡 司分線	宮崎市大字 細江字時雨 柳迫5682番 10地先から 同市同大字 同字5682番 1 地先まで	旧	11.6～ 38.9	111.3
				新	14.1～ 42.3	111.3

宮崎県告示第 120号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道  
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月22日から平成28年 3 月 7 日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月22日

宮崎県告示第 123号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月22日から平成28年 3 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字牛落2950番9地先から同郡同町同大字同字2941番1地先まで	旧	5.2～15.8	76.0
				新	7.0～18.0	76.0

宮崎県告示第 124号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月22日から平成28年 3 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松118番2地先から同郡同村同大字字岸原 126 番 2 地先まで	平成28年 2 月22日

宮崎県告示第 125号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月22日から平成28年 3 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
3	県道	日南志布志線	串間市大字大平字揚原5641番4地先から同市同大字字松山原5771番8地先まで	平成28年 2 月22日

宮崎県告示第 126号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月22日から平成28年 3 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
13	県道	高岡郡司分線	宮崎市大字細江字時雨柳迫5682番10地先から同市同大字同字5682番1地先まで	平成28年 2 月22日

宮崎県告示第 127号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月22日から平成28年 3 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字牛落2950番9地先から同郡同町同大字同字2941番1地先まで	平成28年 2 月22日

宮崎県告示第 128号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 2 月22日から平成28年 3 月 7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿 狩戸線	西白杵郡高 千穂町大字 岩戸字古森 1753番 2 地 先から同郡 同町同大字 同字1734番 1 地先まで	平成28年 2 月22日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在 地	定款に記載され た目的
平成 28年 2月 8日	特定非営利 活動法人西 白杵教育振 興連合会	林 恰史	宮崎県西 白杵郡高 千穂町大 字三田井 737番地 イ	この法人は、 活動場所を限定 することなく、 全ての人々に対 し教育の振興と 発展に寄与する ことを目的とす る。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年 2 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 争議行為の目的  
2016年度賃金および諸要求について
- 争議行為の日時  
平成28年 2 月29日 午前 8 時30分から争議解決に至るまで
- 争議行為を行う場所  
宮崎市大字芳土80番地  
医療法人清芳会 井上病院内
- 争議行為の概要  
ストライキを含むいっさいの争議行為

公安委員会規則

警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則及び警備業法令事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 2 月22日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第 3 号

警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則及び警備業法令事務取扱規則の一部を改正する規則

（警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部改正）

第 1 条 警備業法第43条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年宮崎県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第 3 号（第 2 条関係） [略] (教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県	様式第 3 号（第 2 条関係） [略] (教示) 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県

を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(警備業法令事務取扱規則の一部改正)

第2条 警備業法令事務取扱規則(平成17年宮崎県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">[略]</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に宮崎県公安委員会に対して、<u>異議申立て</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、<u>異議申立て</u>をした場合には、処分の取消しの訴えは、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	<p>様式第2号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">[略]</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に宮崎県公安委員会に対して、<u>審査請求</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、<u>審査請求</u>をした場合には、処分の取消しの訴えは、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>
<p>様式第3号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">[略]</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に宮崎県公安委員会に対して、<u>異議申立て</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県</p>	<p>様式第3号(第5条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">[略]</div> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に宮崎県公安委員会に対して、<u>審査請求</u>をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県</p>

公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第6条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第6条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日

公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第6条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第6条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
 なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌

の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第8条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第7条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第8条関係)

(表)

[略]

(裏)

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。